



「しない!させない!許さない!」 ひよつとして…と思った

虐待(ぎゃくたい)とは、自分の保護下にある者(ヒト、動物等)に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を指します。虐待行為には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待(金銭的虐待)ネグレクト(養育放棄・無視・放置)等の分類があり、その対象も児童、高齢者、障がい者等様々で、悲しい事件も頻繁に報道されています。

本号では、高齢者、障がい者それぞれの分野で虐待相談窓口を担っている機関に現状をお伺いました。

高齢者虐待



平成17年11月に議員立法により、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立しました。高齢者の虐待防止等に関する国などの責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、家族など養護者の負担の軽減などを定め、高齢者の虐待防止や養護者への支援についての施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することなどを目的とした法律です。高齢者虐待防止法では、児童虐待と同様に高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかに通報しなければならない(または通報するよう努めなければならない)とされています。

高齢者虐待の現状について、豊平区第1地域包括支援センターの松崎友香さんにお話を聞きました。

Q.相談件数はどのくらいですか?

平成26年度の新規相談件数は4件です。(H25札幌市内高齢者虐待認定者数 135人)

Q.どのような相談が多いですか?

ケースの世帯状況にもよりますが、夫婦世帯だと夫から妻へ、妻から夫への身体的虐待どちらもあります。背景を見ますと、夫が虐待者の場合は、男性介護者特有の介護を頑張り過ぎてストレスで身体的虐待に至ってしまったケース、妻が虐待者の場合は、妻が精神疾患のケースがありました。

また、親と子の世帯だと、虐待者が娘の場合は、母の介護の仕方に固執し、介護ストレスから暴言等の心理的虐待に至ってしまったケース、虐待者が息子の場合は、就労して忙しく、家事に慣れていない事で、食事の提供がきちんとされずネグレクトに至ってしまったケースがありました。

Q.虐待のサインにはどのようなものがありますか?

介護保険を利用しているケースであれば、通所介護ですと入浴中に職員が痣を確認したり、家に帰るのを嫌がったり、訪問介護ですと○○に暴言を言われている、叩かれていると本人がヘルパーさんに相談したりして発見される場合が多いです。

Q.高齢者虐待について地域住民に期待される役割とは?

虐待は特殊な事ではありません。どこの家庭でもありえる事なのです。虐待はもちろん良い事ではありませんが、介護をするという事は大変であり、認知症の方だとさらに負担が大きいです。

こういった方を見守る、地域で支える地域作りが出来たらと良いと思います。包括支援センターも微力ながらお手伝いさせて頂きたいと思います。

最後に民生委員さんや福まち推進員、町内会の皆様が、訪問活動をしている際に本人が最近元気ない、瘦せた、表情が暗いなどいつもと様子が違うなあと感じたらご相談下さい。そこに虐待があるかどうかはわかりませんが、支援が必要なケースということは変わりありません。その背景として、虐待が隠れている場合もあります。「こんなことで相談しても良いのかな?」と思わず、お気軽に相談下さい。

虐待を防ごう! ら、まずは通報!



障がい者虐待

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されてから2年半が経過しました。この法律では、障がいのある人に対する虐待がその人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、防止や早期発見の重要性、障がいのある人の保護や自立に向けた支援のみならず、その養護者への支援を定めていくことが重要であるとされています。

障がい者虐待の現状について、札幌市高齢者・障がい者生活あんしん支援センター障がい者虐待相談員の佐々木のぞみさんにお話を聞きました。

Q.相談件数はどのくらいですか?

平成24年は109件(18件)、平成25年は91件(13件)、平成26年は120件(11件)です。

※平成24年は10月(法施行月)以降件数。()内は市・区への虐待報告件数

Q.どのような相談が多いですか?

養護者、福祉施設従事者、会社職員からの身体的暴力、言葉の暴力等の相談が多いです。

Q.虐待のサインにはどのようなものがありますか?

「太ももの内側、背中など見えにくいところに傷がある」、「回復状態が違う(新旧の)傷、あざがある」、「急におびえたり、こわがったりする」、「ずっと同じ服を着ている、濡れたままの下着を着ている」、「年金や賃金等を得ているのに『お金がない』と言う、お金を使っている様子が見られない」等々があります。

Q.虐待を防ぐためにはどのようにしたらよいでしょうか?

福祉や医療に職務上関係のある立場の方、また地域住民の方々が「障害者虐待防止法」や虐待の種類・サインについて、より理解を深めていただきアンテナをはっていただくことが大切です。また、発見した時には早めに相談機関につないでいただくことが、虐待の防止はもちろん、早期発見・早期介入のためとても重要なこととなります。(その際に、虐待かどうかを通報者・相談者が判断する必要はありません。)

そのために「札幌市障がい者虐待相談」としても、障がい者支援に関わっている機関・団体への出前講座や研修会等を通して、法律についてのPRや虐待防止のための啓発活動を、今後より一層力を注いでいかなくてはならないと考えています。



虐待は、著しい人権侵害であり、その人の尊厳を脅かすものですが、実際にだれにでも起こりうるということを理解することが必要です。事態が深刻にならないように、普段のお付き合いの中で、ちょっとした異変に目を止め、各虐待相談窓口に情報を提供するだけで、早期に発見・解決できるケースもあります。1日でも遅れてしまうと、悲惨な事件へと発展するかもしれません。地域住民・行政・専門機関がネットワークをつくり虐待を防ぎましょう。ひょっとして…と思ったらまずは通報を!

【区内および市内の主な相談窓口】 ※札幌市HPより一部抜粋

- ◎豊平区役所 ☎822-2400 ◎豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940
- (高齢者虐待)◎豊平区第1地域包括支援センター ☎841-4165 ◎豊平区第2地域包括支援センター ☎836-6110
- ◎豊平区第3地域包括支援センター ☎854-7777
- (障がい者虐待)◎札幌市障がい者虐待相談 ☎632-7021 ◎障がい者相談支援事業所 相談室きらら ☎854-4400
- ◎障がい者相談支援事業所 相談室みなみ ☎825-1373
- (児童虐待)◎児童虐待・子育て相談電話 ☎189



日常生活自立支援事業生活支援員 募集中!